

## 川崎市生活保護第三者行為求償事務推進非常勤嘱託員設置要綱

26川健生自第1872号

平成27年3月31日付け局長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市生活保護第三者行為求償事務実施要領に基づき、事務処理及び業務支援を担当する川崎市生活保護第三者行為求償事務推進非常勤嘱託員（以下「求償事務推進員」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(身分)

第2条 求償事務推進員は、地方公務員法（昭和25年12月13日法律第261号）第3条第3項第3号に規定される特別職に属する非常勤の嘱託員とする。

(職務内容)

第3条 求償事務推進員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 第三者行為に関する加害者又は損害保険会社等への損害賠償等についての照会等に関すること。
- (2) 第三者行為被害の調査に関すること。
- (3) 加害者又は損害保険会社もしくは、その代理人等との過失割合の交渉に関すること。
- (4) 損害賠償請求額の算定に関すること。
- (5) 第三者行為に係る相談に関すること。
- (6) 定期的な活動実績等についての報告に関すること。
- (7) 第三者行為についての研修に関すること。
- (8) その他第三者行為に関すること。

(定数)

第4条 求償事務推進員の定数は、1人とする。

(勤務場所)

第5条 求償事務推進員の勤務場所は、健康福祉局生活保護・自立支援室とする。

(任用)

第6条 求償事務推進員は、交通事故をはじめとする損害保険の求償について専門的知識を有する者から、健康福祉局生活保護・自立支援室長が選考の上、総務企画局人事部長の合議を経て、市長が任命する。

2 求償事務推進員の任用期間は、原則として1年以内とする。

3 求償事務推進員の任用等の事務は、健康福祉局生活保護・自立支援室が所管する。

第6条の2 前条第1項の選考に当たっては公募を行うこととする。

(任用の更新)

第7条 市長は、任用期間内の勤務成績が良好である求償事務推進員について、その任用期間を4回に限り更新することができる。この場合において、更新回数が上限に達した求償事務推進員について、川崎市非常勤嘱託員に関する要領（4川総雇第74号）第6条第1項の規定による選考を経た上で再度の任用をすることを妨げるものではない。

(任用条件の明示)

第8条 求償事務推進員の任用に際しては、その者に対して任用期間、報酬及び勤務時間その他の任用条件を明示しなければならない。

(退職)

第9条 求償事務推進員は次の各号のいずれかに該当するときは、その日をもって退職する。

(1) 任用期間が満了した日

(2) 退職を願い出て承認があった日

(3) 死亡したとき。

(解職)

第10条 市長は、求償事務推進員が次の各号のいずれかに該当するときは、その職を解くことができる。

(1) 勤務成績が良好でないとき。

(2) 心身の故障のため、その業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(3) その他その職に必要な適格性を欠くとき。

(勤務日及び勤務時間等)

第11条 求償事務推進員の勤務日、勤務時間、休憩時間及び休日は、次のとおりとする。

(1) 勤務日 月曜から金曜までの週3日とし、週21時間を越えないものとする。

(2) 勤務時間 1日の勤務時間は午前9時から午後5時までとする。

(3) 休憩時間 正午から午後1時までとする。

(年次有給休暇)

第12条 求償事務推進員に、次の勤続年数ごとの休暇日数の区分に応じ、当該区分に掲げる日数の年次有給休暇を原則として1日を単位に付与することができる。

1週間の 勤務日数	勤務年数ごとの休暇日数				
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
3日	5日	6日	6日	8日	9日
	10日	11日	11日	11日	11日

備考 従前の任用から引き続いて再度の任用をされた求償事務推進員について

は、再度の任用以後の勤務年数に応じてこの表を適用するものとし、それぞれ下段の休暇日数を付与するものとする。

- 2 4月1日から翌年の3月31日までの期間（以下「会計年度」という。）の途中で任用された求償事務推進員に、その会計年度に付与することができる年次有給休暇の日数は、推進員の任用期間に応じ次に掲げるとおりとする。

	任用期間（1月に満たない日数があるときは、これを切り捨てる。）						
	1箇月	2箇月	3箇月	4箇月	5箇月	6箇月	6箇月を超える期間
週3日勤務 休暇日数	—	1日	1日	2日	2日	3日	5日

- 3 第7条の規定に基づき任用期間の更新又は再度の任用をされた場合において、前年度（直近1年度に限る。）に付与した年次有給休暇に使用しなかった日数がある場合は、当該年度に繰り越すことができる。

（特別休暇）

第13条 求償事務推進員に対して、川崎市非常勤嘱託員に関する要領に定めるところにより特別休暇を付与することができる。

（育児休業）

第14条 求償事務推進員は、川崎市非常勤嘱託員に関する要領に定めるところにより育児休業をすることができる。

（部分休業）

第15条 市長は、求償事務推進員が請求した場合において、川崎市非常勤嘱託員に関する要領に定めるところにより部分休業を承認することができる。

（報酬）

第16条 求償事務推進員には、第1種報酬及び第2種報酬を支給する。

- 2 第1種報酬の額は、月額150,900円とする。

- 3 第2種報酬の額は、嘱託員の通勤事情等に応じ総務企画局長が別に定める

もののほか、正規職員の例による。

- 4 前各項に規定する第1種報酬及び第2種報酬の支給方法は、総務企画局長が別に定めるもののほか、正規職員の例による。

(月の中途任用又は退職等の場合の第1種報酬額)

第17条 求償事務推進員が、月の中途において任用された場合の当該月の第1種報酬の額は、当該月の初日から任用日の前日までの間の本来勤務すべき日数の合計勤務時間数に第19条に定める勤務1時間当たりの報酬額を乗じて得た額を前条第2項の第1種報酬月額から減額する。

- 2 求償事務推進員が、月の中途において退職した場合の当該月の第1種報酬の額は、退職日の翌日から当該月の末日までの間の本来勤務すべき日数の合計勤務時間数に第19条に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を乗じて得た額を前条第2項の第1種報酬月額から減額する。ただし、死亡退職の場合は、全額支給するものとする。

(第1種報酬の減額)

第18条 求償事務推進員が、勤務日に勤務しないときは、年次有給休暇及び特別有給休暇を除くほか、その勤務しない1時間につき、次条に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を減額して、第1種報酬を支給する。

- 2 前項の場合において、勤務しない時間数に30分未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、30分以上1時間未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの第1種報酬額)

第19条 求償事務推進員の勤務1時間当たりの第1種報酬額は、1,658円とする。

(費用弁償)

第20条 求償事務推進員がその職務のため出張するときは、川崎市旅費支給

条例（昭和22年川崎市条例第21号）別表の4等級に相当する旅費又は川崎市職員の市内出張旅費に関する規則（昭和37年川崎市規則第50号）の規定による旅費を費用弁償として支給する。

2 前項の費用弁償の支給方法は、正規職員の例による。

（服務）

第21条 求償事務推進員は、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

2 求償事務推進員は、職務の遂行に当たっては、法令及びこの要綱に定めるものを除くほか、生活保護・自立支援室担当課長の命令に忠実に従わなければならない。

3 求償事務推進員は、この要綱による職の信用を傷つけ、又は嘱託員の不名誉となるような行為をしてはならない。

4 求償事務推進員は、生活保護・自立支援室担当課長の許可があった場合を除くほか、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 前各項に定めるもののほか、求償事務推進員の服務については正規職員の例による。

（社会保険の適用）

第22条 求償事務推進員に対する社会保険の適用については、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和49年法第116号）雇用保険法（昭和49年法律第116号）介護保険法（平成9年法第123号）に定めるところによる。

（公務災害の適用）

第23条 求償事務推進員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和

42年川崎市条例第35号)に定めるところによる。

(定めのない事項)

第24条 この要綱に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の関係法令の定めるところによる。

(委任)

第25条 この要綱の施行について必要な事項は、その都度健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。